

公共事業支援システム（官庁営繕業務を含む）の業務・システムの見直し方針の概要

1．対象範囲

公共事業支援システム（官庁営繕業務を含む）では、各府省が行う公共工事、建設コンサルタント業務等において共通的な事務手続きに着目し、業務の効率化・合理化、利便性の維持・向上、安全性・信頼性の確保、経費削減を図ることに主眼を置くこととして、本方針が対象とする業務は、次のとおりとする。

- 入札情報提供業務
- 入札手続業務
- 契約手続業務
- 業務・工事成果品管理業務

2．主要課題

- 各府省において公表している入札情報の一元的な検索の実現
- インターネット等を活用した、入札参加希望者に対する入札関連情報の配布方法の改善
- 契約関連書類の授受における受注者の複数回の移動等手間の軽減、及び契約書の電子的保管の実現
- 電子成果品管理のシステム化の実現
- 災害時の対策等を考慮したバックアップデータの分散化、バックアップシステムの整備

3．最適化の基本理念

国民等への提供情報の一元化による利便性向上
共通的事務における一元的なシステムの構築による無駄な重複投資の排除
情報の重要性に応じた安全性・信頼性の確保」を基本理念として進めることとする。

4．見直し方針

- (ア) 国民等への提供情報の一元化による利便性向上
 - 入札情報公表サイトの一元化
 - 入札関連情報の電子による提供
- (イ) 共通的事務における一元的なシステムの構築による無駄な重複投資の排除
 - 契約手続きにおいて、共通化し得る業務の電子化
 - 業務・工事に関する電子成果品の保管管理システムの改良・導入
- (ウ) 災害対応等を考慮したバックアップ体制の構築